○農林水産省告示第二千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字中之又字屋敷原三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字長田字轟木三九九三の一・三九九三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字上米良字**樽**浦六の一二、九の一、九の二、三二の七、三二の一六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字**樽**浦六の一二・三二の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市大字鏡洲字小平四三三〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小平四三三〇の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字名女石二七三五の四、二七三六、二七三九の一から二七三九の三まで、二七五五、二七五七の二、二七五七の五、二七五七の一三、二七五七の一四、二七六〇、二七六一の一、二七六二の二、二七六二の七、二七六三の二、二七六三の三一、字飯干二七六五の一、二七六五の三から二七六五の五まで、字松端鹿倉二八二四の二、二八二四の三、二八二四の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字上野原二五二〇の一、二五二〇の四から二五二〇の六まで、二五二〇の九、二五三一の二、二五三三の一、二五三三の二、二五四五の一、二五四九の二、二五五一の一、二五五三の二、二五五四の一、二五五八の一、二五五八の三、二五六〇、二五六八の一、二五六八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一